

これって権利侵害？

権利擁護部会の事例から…

事例1

当事者に説明もなく、自治会の班長をとばされた…！



「地域住民である権利」

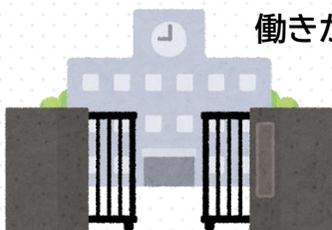
班長ができるかできないか、を本人と一緒に考えてみては？

事例2

家の手伝いをするために、学校を休んでいる…。

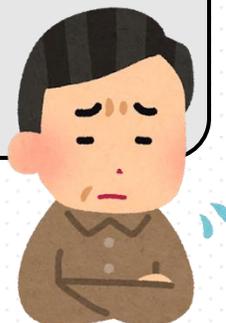
「教育を受ける権利」

教育を受ける権利を、保護者に理解してもらう働きかけが必要なのかも。



事例3

自分の収入を管理され、渡してもらえない…。



「金銭管理」

「お金を使いすぎてしまう、お金の価値はわからない」と思い、渡さないのではなく、本人のお金です。どうしたら適切に使えるのか、一緒に決めてみては？

Column

愚行権（愚かなことをする権利）

他人から見て愚かなことであっても、他者へ危害を及ぼさない限り、個人の権利がある。例えば、アルコール依存傾向であっても本人には「飲酒」の権利はある。喫煙やギャンブルも。権利侵害と支援のバランスとは？



©座間市

事例4

いつもトイレの時間が長いのは自分でも分かっているけど、作業所の納品の前に「トイレに行かなくても平気でしょう。」と言われた…。

「障がい特性の理解」

個々の障がい特性を理解し、支援の工夫や職員間の共通認識を。

事例5

指示書が分かりやすかったら、自分でもできるのに、他の仕事を任された…。

「就労の場での合理的配慮」

苦手だと思われることについて、どういう工夫をすればできるのか話し合ってみましょう。



にこにこざま協議会

権利擁護部会からのメッセージ

私たちは様々な事例を紹介しながら、「障がいがあることによって、あたりまえの権利が脅かされることがあるかもしれない。まずは周りの私たちがそれに気づくことが大切なのは。」と話し合いました。「良かれ」と思って当事者に接することも、実は権利侵害になっているのかも…？いつもの支援は、権利侵害にならないかな…？と一人ひとりが考えるきっかけになると嬉しいです。

・権利擁護部会 構成員

福祉サービス提供事業所
当事者団体
教育機関
医療機関
相談支援事業所
民生委員・児童委員
社会福祉協議会
行政



©座間市

「権利侵害しているかも…？」
と気づいたら…

まずは、支援者同士で考えてみよう。

基幹相談支援センターにも相談してみてください。

皆で一緒に考えましょう！

座間市障がい児・者基幹相談支援センター

Tel : 046-259-5881



©座間市

※虐待かもしれないと思ったら…

座間市障害者虐待防止センターへ
(座間市障がい福祉課内)

平日 (8:30~17:15)

Tel : 046-252-7132 (直通)

Fax: 046-252-7043

夜間・土曜・日曜・祝日・年末年始

Tel : 046-255-1111 (代表)

支援をしている皆様へ

もしかして…

権利侵害？

～これってあたり前のこと？～



座間市障がい児・者笑顔増進協議会

～にこにこざま協議会～

権利擁護部会